

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

367-8
11/1/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリュエーネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

米国依存を
見直す

「軍縮大国」への日本の方向性を示せ 対等な外交には創意と胆力が必要

北東アジアに緊張が高まっていることは否定できない。しかし、一つ一つの事件の性格は異なり、地域的戦争を導くような性格の緊張ではない。にもかかわらず、この時とばかり日米韓の軍事的統合の必要性が打ち出された。日本は日米安保体制にますます寄りかかろうとしている。尖閣諸島の問題も北朝鮮の新しい核開発も、「軍縮」を大義とした新しい主体的な地域外交を日本に強く要求している。そのためには、事実情報を収集し把握する力量と努力、それに基づく創意ある発想と提案が、今ほど求められているときはない。私たちNGOにとってもまた然りである。

事象とトレンド

昨年、北東アジアの政治的、軍事的緊張を増幅させるさまざまな出来事が起こった。

- 韓国哨戒艦「天安(チョナン)」の突然の未解明の沈没事件(3月26日)

- 尖閣諸島「久場島(くばじま)」近海で中国トロール漁船が海上保安庁巡視船に衝突し(9月7日)海上保安庁が船長らを逮捕した事件

- ロシアのメドведеフ大統領がロシア大統領として初めて突然に係争中の北方領土「国後島」を訪問した出来事(11月1日)

- 朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が、ヘッカー元米核兵器研究所長を寧辺に建設中の未知であったウラン濃縮施設と小型軽水炉の現場に案内した出来事(11月12日)

- 韓国人が居住する大延坪島(テヨンピョンド)への北朝鮮軍による、かつてない陸地砲撃事件(11月23日)。

これらのいずれをとっても、政治的、軍事的に重要な意味を持つ事件や出来事であったことに間違いない。しかし、それぞれは無関係とは言わないまでも、固有の問題としての性格が強い。あえて言えば、一連の事件と出来事が北東アジアにおける地域戦争への連鎖を引き起こすような性格のものではない。朝鮮半島の事件は、朝鮮戦争の休戦協定を早期に平和条約に転換することの必要性を示している。北方領土問題は積年の課題に対して新しい創意と挑戦が必要であることを示した。北朝鮮の核問題もまた、世界規模の核軍縮・不拡散問題の文脈において、北東アジアでの新しい挑戦が必要であることをいっそう明白にした出来事である。

ところが、このように性格の異なる一連の緊張を一つの

トレンドの図式へとまとめようとする力が働いている。それは、米国との2国間同盟を「日・米・韓」同盟へと発展させようとする力である。日本と韓国の歴史を考えれば日韓の間で正式な形をとった同盟関係を形成するには時間がかかるであろうが、実質を構成する部分的要素は、加速的に進行する可能性がある。

「日・米・韓」同盟へ

このトレンドを作っている原動力は、米国である。米軍の中国に対する作威的な警戒と対抗、米国の世界支配を圧迫している米国自身の財政的困難がその下地を作っている。

大延坪島砲撃事件のあと11月28日～12月1日、大規模な米韓合同演習が黄海南部で開催された。演習の中心戦力として原子力空母ジョージ・ワシントン空母打撃団が横須賀から出動した。空母にはイージス巡洋艦カウペンズとイージス駆逐艦3隻が随伴した。

今号の内容

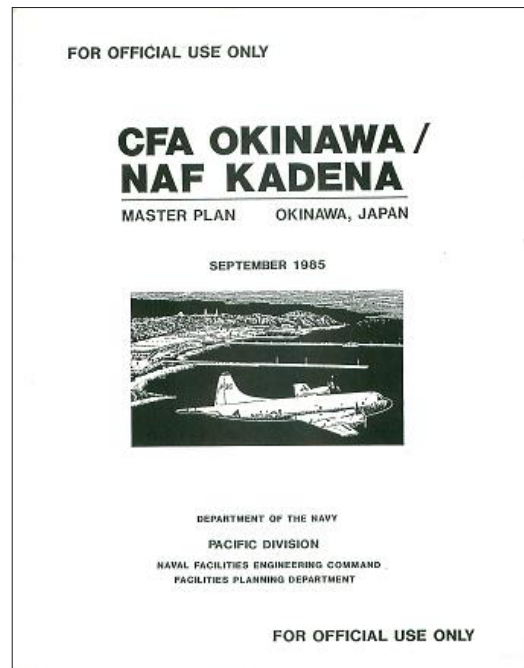
「脱軍事」地域安全保障への創意を
【図説】国連軍縮決議、各国の投票行動
年頭にあたって 田巻一彦

新防衛大綱を批判する

<資料>新旧大綱比較

核兵器依存温存のNATO新戦略

<資料>「新戦略概念」(抜粋訳)



引き続いて、12月3日～10日の8日間、日米共同統合演習(キーン・ソード＝鋭利な剣)が開催された。原子力空母ジョージ・ワシントンが参加した沖縄・九州での海上・航空作戦演習と能登半島沖でのミサイル防衛演習が中心であった。この演習は、前述した事件や出来事への対応やエスカレーションの抑止と直接には結びつかない演習と言えるが、米軍は韓国軍にオブザーバーとして参加させる機会として利用した。初めてのことである。

12月8日、ソウルで記者会見したマレン米統合参謀本部長(海軍提督)は、日米韓の軍事的統合の必要性について踏み込んだ発言をした¹。まず冒頭発言のなかで次のように言った。(括弧内は、説明のための筆者の補足)

「私は、諸君(韓国)と具体的な(国防)計画や演習について緊密に協力しているシャープ大將(在韓米軍司令官、米韓合同軍司令官、国連軍司令官)と緊密に協力したいと考えている。

(しかし)私の希望としては、可能な範囲で、諸君の隣人やパートナー、とりわけ日本軍の参加を得たいと考えている。

私は韓国のオブザーバーが、今週日本近辺で行われたキーン・ソード演習に参加したことで勇気づけられた。諸君も知ってのとおり、クリントン国務長官がワシントンでキム外務大臣と前原外務大臣を招いて実に歴史的な会談を開いた。

このような関与——このような議論が、クリントン長官の言葉を借りるならば、北朝鮮の脅威に対して『我々の団結を固める』のだ。」

記者が「日本にどんな役割を期待するのか」と質問したのに対して、マレンは次のように応えた。

「今日話したことの一部は、それぞれの政府全体が関係することだ。月曜日(12月6日)にはクリントン長官が日韓外相と3か国会議を開いた。私は折木(おりき)陸将(自衛隊統合幕僚長)とハン大將(韓国軍合同参謀本部長)と3か国ベースでこれまでも会談を持ってきた。

2国間演習にオブザーバーを送ることが、我々が可能な方向に進む手段の例である。そうすれば、そこで過去にはなかった将来の3か国協力の地点へと到達することが出来る。

(略)直面している試練や持続可能な安定という目標を考えると、将来を見つめ、安定のために協力することが必要だ。したがって、私は、韓国、米国、日本を巻き込んださらなる統合——さらなる3か国協力——そして地域的な多国間協力を望んでいる。」

前述したように日韓の軍事協力の定式化は容易ではないであろう。しかし、マレン発言は日韓の軍幹部や官僚トップに確実に影響を与えている。報道によると、北沢防衛相は自衛隊と韓国軍の間の物品役務相互提供協定(ACSA)や軍事情報の保全を確保するための軍事情報包括保護協定(GSOMIA)を結ぶ方向を検討しているという²。

このような日米韓の軍事、外交の統合の傾向は、それに対抗する結束を創り出すであろう。現在の中国、北朝鮮、ロシアの間の相互の二国間関係は複雑化している。しかしそれを超えて、対抗のために別の単純化された統合へと地域情勢がすべて行く可能性がある。

尖閣諸島という米軍基地

米国のみを悪者にする意図はないし、そのような単純化で私たちの目指す「軍事によらない地域的安全保障」への道が開けるとは思えない。

しかし、米軍が地域的プレゼンスを強調し、安保協力の必要性を主張する論理が極めてご都合主義であり、一貫性に欠けていることを知ることは重要なことである。このように米軍が一貫性を欠いた場面でも、日本政府はそれを正面切って議論しない。かくして日米関係を対等な対話と交渉の関係に作り替えることがまったく前に進まない。今回の尖閣列島問題はその好例である。

豊下楯彦さんの近著³でも指摘されているように、尖閣諸島での衝突事件が起きた久場島は「黄尾嶼(こうびしょ)射爆撃場」と名付けられている日米地位協定上の米軍提供区域であり、米軍が一義的に管理している。

私自身が米国情報公開法で入手した「沖縄艦隊基地/嘉手納海軍航空施設マスタープラン」⁴(1985年9月、米海軍施設技術軍太平洋部作成)(上に表紙図)によると、この射爆撃場の現状と将来は次のように記述されている。

「この施設は約26エーカー(874千平米)の無人島である。(略)島は、航空機が装備するあらゆる種類の通常兵器を使った爆撃及び射撃場として利用されている。水域及び空域に対する使用時間は毎日の7:00時から17:00時までである。

射爆撃場は黄尾嶼から390フィート(約120メートル)の海面まで含む。米軍の管理下にある空域は、陸地と海面の上空である。4000フィート(約1200メートル)の高度まで作戦が行われる。施設は訓練の標的場として長期にわたって使用される予定である。」(強調は筆者)

領土主権に関する争いは、まず当事国が冷静に事実を出し合って話し合うべき問題であることは当然である。

しかし、上記の米軍文書は、今回の事件は、米軍が日本の主権下にある島嶼に関して、安保条約上獲得した管理権を主張してきたまさにその島嶼において発生した領土主権に関わる事件であった。したがって、日本がわざわざ日米安保条約の適用対象地域であることを米国に確認のためにおもむき(10月27日のハワイでの日米外相会談)、米国がそれを

変わらぬ「日韓民衆連帯」の想いを抱いて



田巻 一彦

本誌編集長・ピースデポ副代表

年の瀬も押し迫ったある日、川崎の桜本商店街を訪ねた。東京新大久保界隈の喧騒に比べて静かな佇まいだが、在日コリアンの暮らしが息づくこの町を私は好きだ。特別な記憶がある。1980年代の初め、私は市民団体「日韓連帯神奈川民衆会議」の一員として、しばしばキムチの原料の食材を調達するためにこの町を訪ねた。「民衆会議」は大量のキムチを作り、それを売った収益によって、当時軍事政権の下で苦闘していた、韓国民主化運動とりわけ労働運動を支援するためのカンパ運動に取り組んでいた。私の20代の終わりから30代にかけてのことだ。

私たちはその運動を通して、韓国民衆に苦闘を強いる日韓政府・財界の癒着と、朝鮮半島の統一を妨げる日米韓

軍事一体化を、日本の市民の力で打破しようと訴えていた。私たちを突き動かしていたのは、日本が過去に犯した朝鮮半島の人々への歴史的犯罪への反省とそれを克服し、真の意味での「和解と自立的連帯」の絆を韓国、北朝鮮を問わず、朝鮮半島に生きる人々との間に築きたいという想いでもあった。

四半世紀以上の歳月が流れた。韓国民衆は民主化を勝ち取り、「日韓癒着」と呼んでいたおぞましい関係も姿を消して久しい。しかし、今私たちの目前には、当時よりもっと「洗練され」、「民主化された」日米韓軍事一体化の兆しが広がりつつある。20代の私が、それが一生を通しての課題になるであろうとの予感を抱きながら、情熱をかけてたかおうとしていた現実、姿を変えて私たちの将来に重い雲となって漂っている。だから、個人的にもこの運動を「やめる訳にはゆかない」のである。桜本への再訪は、その原点を改めて確認するためのものだったのかもしれない。

北東アジアに非核兵器地帯と軍事力によらない安全保障を築く道のは、平坦ではないだろう。個人的感慨は別とするにしても、心を同じくする人々と手をつないで、今年も歩いてゆきたいと思う。(M)

認めるに至ったという経過は、いかにも奇異である。当該島嶼は、日米安保条約において管理下においている米海軍訓練基地であることを、米軍こそ慌ててまず日本政府に確認すべき立場にあったのではない。

日本のマスメディアは、問題の島が米軍基地であることすら書かなかった。日本が寄りかかっている「米軍の抑止力」は、米政策の都合によって左右されるという当然の国際関係を前提とすれば、米軍への依存を軽減する方向へと自立した日本のアジア外交を強化する大方針が目指されるべきであろう。それが一丁目一番地だ。

ウラン濃縮と軽水炉：北朝鮮に新局面

後出しじゃんけんのように格好は良くないが、検証問題で行き詰まりながらも、北朝鮮の寧辺(ヨンビョン)の核施設が6か国協議の合意でほぼ8割、無能力化された時点で、筆者は北朝鮮の核計画は根本的な方針転換をせざるを得ないだろうと考えていた。黒鉛炉の再建はあり得ない。だとするとウラン濃縮と軽水炉建設へと舵を切るのではない。9.19声明(05年)の交渉過程でも軽水炉獲得に北朝鮮は強くこだわっていた。オバマ政権の出方を待たずに2度目の核実験を行ったことは、抑止力確保を基礎にした次の方向性が定まっているからではないか。

その意味で、ヘッカー教授らの報告(10年11月20日)⁵は私の予測を裏書きするものであった。北朝鮮に招待され寧辺を足早に見学することを許された(11月12日)ヘッカー教授らの報告と、その後の他のNGOによる衛星写真⁶の検証によって判明した新事実が次のようなものであった。

- 無能力化のために破壊された旧冷却塔の近くに25～30MW(電気出力)のパイロット軽水炉の建設が始まった。

- 旧核燃料製造施設の一部に2000基ほどのウラン濃縮カスケードが並ぶ驚くべき近代的施設がほぼ完成、試運転が始まった。

過去のウラン濃縮疑惑と今回の施設との関係、寧辺以外

に同様な施設があるのではないかという疑問、など当然の疑問は尽きないが、私たちはまず、将来の考察の前提としなければならない明白な新事実が登場したことを直視しなければならない。

「北朝鮮とはどのような交渉も裏切られる」という敗北主義から生まれるもっとも避けるべき立場は、軍事的破壊や体制崩壊を期待する傍観や暴力の立場だ。それを拒否するとすれば、新しい現実に立脚した創意ある道を探求する以外に道はない。

その意味で、最近のデイビッド・フォン・ヒッペルとピーター・ヘイズの論文⁷は多くの示唆に富んでいる。

紙幅がないので詳しい議論は別の機会に譲りたいが、要約すれば、彼らの立場は、北朝鮮が目指している軽水炉自主建設を積極的に支援することを通して、国際的不拡散体制の枠組みの中へと北朝鮮を誘おうというものである。北朝鮮が必要としているエネルギー支援を重油という形ではなく、バージで移動する原子炉によって緊急支援する、その燃料を北朝鮮が独自のウラン濃縮施設で作るのを支援する、一方で北朝鮮の技術を尊重しつつ多国籍のウラン濃縮の枠組みを北東アジアで開発する、そのような過程で北朝鮮に核計画の全体像を段階的に明らかにさせ、兵器計画を断念させる。

このようなアプローチは、私たちの構想する「北東アジア非核兵器地帯」へのアプローチに多少の変更を必要とさせるであろうが、大きな方向としては共鳴しあっており、創意への刺激を生み出している、と私は考えている。(梅林宏道)(M)

注

1 <http://www.jcs.mil/speech.aspx?ID=1502>

2 たとえば「神奈川新聞」2011年1月4日。その後も各紙に関連報道。

3 豊下橋彦「尖閣問題」と安保条約(「世界」、岩波書店、2011年1月号)

4 詳しくは梅林宏道「情報公開法でとらえた沖繩の米軍」(高文研、1994年)

5 スタンフォード大学国際安全保障・協力センター(CISABC)。http://cisac.stanford.edu/で検索

6 科学・国際安全保障研究所(ISIS)。http://isis-online.org/参照

7 2010年12月23日、ノーチラス研究所。http://nautilus.org/参照

基調には変わらぬ米戦略追従

2010年12月17日、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(以下「新大綱」と)「中期防衛力整備計画(平成23年度～27年度)」について¹⁾が安全保障会議及び閣議において決定された。

04年の「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(以下「旧大綱」)に代わる新大綱は、09年9月に生まれた新政権が行う初の包括的な安全保障政策の見直しである。しかし、新政権の基盤は、沖縄米軍問題をめぐる社民党の離脱を含め、発足からこの方、弱体化の一途をたどってきた。一方、この間、朝鮮半島西岸海域における韓国哨戒艇の沈没事件(10年3月)、北朝鮮による延坪(ヨンピョン)島砲撃(10年11月)、さらには尖閣諸島付近での中国漁船と日本巡視艇の衝突事件(10年9月)など、安全保障に関わる不穏な事件が相次いだ。

あらかじめ結論をいえば、新政権の脆弱性と安全保障政策における混迷、そして不穏な事件の続発は、制服組を含む防衛省官僚への大きな追い風となり、財務省からの「緊縮財政圧力」を押し返して、防衛力の質的強化と量的維持を確かなものとする力となった。そして新大綱の基調に変わらず流れるのは、米国の拡大抑止の信頼性強化、日米同盟の深化という、「追従」ともよぶべき対米協調路線である。

本稿の論旨に沿って大綱と旧大綱と対比してまとめたのが次ページの表である。

米国の「混合抑止」依存と協力緊密化

米国の拡大抑止と核の傘に関する記述は大きく変更された(表・項目①)。新大綱は、旧大綱の「核軍縮・不拡散努力」を継承しつつ、オバマ政権に倣って「現実には核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していく」との考えを示した。旧大綱が核抑止の目的を「核兵器の脅威」への対抗に限定していたのに対して、新大綱は核・非核戦力を一体化した「混合抑止」への依存へと転換したのである。これは、05年の「在日米軍再編」協議の中で繰り返された考え方の再確認であった。「混合抑止」は、10年4月の米「核態勢見直し」(NPR)²⁾において核兵器の役割を核攻撃の抑止に限定する「唯一の目的」に向かって縮小してゆく文脈において強調されており、その限りにおいては核削減の方向に矛盾しないといえる。しかし、NPRは「混合抑止」の形として長距離爆撃機や大陸間弾道ミサイルに通常弾頭を配備する「即発グローバル・ストライク(PGS)」という方針を示している。また、現存核弾頭の維持のために巨額の核兵器施設の近代化を図っている。これら総体の「信頼性の維持・強化」のために「緊密な協力」をするとの新大綱の方針は、新しい軍備競争を誘発する可能性があり、また「核兵器のない世界」を先導するという政府方針と矛盾する。

「動的防衛力」による能力向上と同盟深化

新大綱は、1976年の最初の「大綱」で採用されて以来「大綱」の基本に置かれてきた「基盤的防衛力」³⁾に基づく「存在に

よる抑止」に代わり、「より実効的な抑止と対処を可能とし、(略)即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力」をあるべき防衛力の姿とした(表・項目④)。

そして新大綱は、「実効的な抑止及び対処」(表・項目⑤)のために周辺空海域の安全確保、島嶼防衛を優先事項として挙げ、これら作戦に資する部隊配備、装備増強方針を示した。これは、近隣諸国とりわけ中国や北朝鮮から、自衛隊が「自国を仮想敵とした局地戦を戦える軍隊」になろうとしているとのサインと受け止められ、東アジアの緊張を増幅する結果になるであろう。

「動的防衛力」は、「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」(安防懇)が10年8月に発表した報告書⁴⁾が提言した「動的抑止能力」を、用語を変えて採用したものである。「動的防衛力」がひとり「南西海域危機」のような「一国的脅威」に対処するためのものではなく、2005年2月の日米安全保障協議委員会(2+2)共同発表が示した「共通の戦略目標」と日米の「役割と協力」を実質化するための概念であることは今さら言うまでもないであろう。「動的防衛力」で強調される、即応性、統合性、平時からの情報収集・共有能力の強化、弾道ミサイル防衛そして国際平和協力活動への対処能力の強化(表・⑥、⑦)は、10年2月の米「4年毎の国防見直し」(QDR)が同盟国・パートナーとの協力において示した重点事項と軌を一にするものである。「専守防衛」政策をとらない米国との協力の深化の中で、「動的防衛力」を新大綱の基本方針である「専守防衛の堅持」(表・①)に合致させるためには、装備、運用の両面における特段の制約が必要となるはずである。しかし新大綱はそれには触れていない。

上記のような新大綱の論理は緊縮財政圧力の下での2011年度防衛予算削減を最小限にとどめることに貢献した。「思いやり予算」を含む米軍駐留経費負担は「元気な日本復活特別枠」としてほぼ満額が認められ、弾道ミサイル防衛(BMD)関連経費も小幅削減によって承認された。

「武器輸出三原則」は継続検討課題に

一方、新大綱を巡って最も大きな社会的関心を集めたのは、「武器輸出三原則」の見直しの帰趨であった。「安防懇報告」も見直しを提言したし、民主党の外交・安全保障調査会(中川正春会長)は11月、(1)平和構築・人道目的にのみ完成品の輸出を認める、(2)殺傷能力の低い武器に限る、(3)共同開発・生産の対象は北大西洋条約機構(NATO)加盟国や韓国、豪など「厳格な輸出管理規制を講じる国」に限る、などの条件をつけて禁輸を緩和する新大綱草案を作成した。しかし、社民党を含む党内外の反対論を考慮して「(武器技術の国際共同開発等に対応するための変化に対応する)方策について検討する」という表現に留められた。(表・項目⑨)「三原則」見直しもしくは放棄という事態は避けられたが、経済

<→9ページへつづく>

第65回国連総会決議 投票結果

(2010年)

— 軍縮及び安全保障 —

本表は、第65回国連総会(2010年)における軍縮及び安全保障に関する決議への各国の投票行動を示すものである。紹介する国は、ジュネーブ軍縮会議(CD)参加65か国及び、アラブ首長国連邦(日豪主導の新国家グループに所属)。5ページに核兵器保有9か国。6～7ページ左から米国への核兵器依存国、新アジェンダ連合(NAC)、その他の順に並べた。

< ○:賛成 ×:反対 △:棄権 -:欠席 >

決議の全データは、以下。 www.un.org/Depts/dhl/resguide/r65.shtml

A 核兵器	決議番号	賛成-反対-棄権	核兵器保有国								
			米国	ロシア	英国	フランス	中国	インド	パキスタン	イスラエル	北朝鮮
1 アフリカ非核兵器地帯条約	A/65/39	無投票									
2 中東非核兵器地帯の設立	A/65/42	無投票									
3 消極的安全保証	A/65/43	119-0-58	△	△	△	△	○	○	○	△	○
4 中央アジア非核兵器地帯条約	A/65/49	144-3-36	×	○	×	×	○	○	○	△	○
5 核軍縮	A/65/56	120-45-18	×	△	×	×	○	△	△	×	○
6 南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯	A/65/58	174-3-6	×	○	×	×	○	△	△	△	○
7 核軍縮への誓約履行の促進(NAC決議)	A/65/59	173-5-5	×	○	△	×	○	×	△	×	×
8 核兵器の危険性の低減	A/65/60	121-49-14	×	△	×	×	△	○	○	×	○
9 新戦略核兵器削減条約(新START)	A/65/61	無投票									
10 兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/65/65	179-1-2	○	○	○	○	○	○	×	-	△
11 モンゴルの国際安全保障と非核地位	A/65/70	無投票									
12 核兵器システム作戦上の地位の低減	A/65/71	157-3-22	×	△	×	×	○	○	○	△	-
13 核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動(日本決議)	A/65/72	173-1-11	○	○	○	○	△	△	△	△	×
14 弾道ミサイル拡散に対するハーグ・コード	A/65/73	162-1-17	○	○	○	○	△	△	△	○	-
15 核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)	A/65/76	133-28-23	×	×	×	×	○	○	○	×	○
16 核兵器使用の禁止に関する条約	A/65/80	124-49-11	×	△	×	×	○	○	○	×	○
17 中東における核拡散の危険性	A/65/88	172-6-8	×	○	○	○	○	△	○	×	○
18 包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/65/91	179-1-3	○	○	○	○	○	△	○	○	×
19 CD/ハイレベル会合フォローアップ	A/65/93	無投票									
20 ミサイル	A/65/L.18	無投票									
B 他の大量破壊兵器											
1 化学兵器の禁止及び破壊に関する条約	A/65/57	無投票									
2 テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/65/62	無投票									
3 生物及び毒物兵器の禁止及び破壊に関する条約	A/65/92	無投票									
C 宇宙(軍縮関係)											
1 宇宙軍備競争の禁止	A/65/44	178-0-2	△	○	○	○	○	○	○	△	○
2 宇宙活動における透明性と信頼醸成措置	A/65/68	183-0-1	△	○	○	○	○	○	○	○	○
D 通常兵器											
1 対人地雷禁止及び破壊に関する条約の履行	A/65/48	165-0-17	△	△	○	○	○	△	△	△	△
2 小銃火器の密輸を抑制し収集する国家への支援	A/65/50	無投票									
3 劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響	A/65/55	148-4-30	×	△	×	×	-	○	○	×	○
4 通常兵器分野の信頼醸成措置に関する情報	A/65/63	無投票									
5 小銃火器のあらゆる側面における禁輸	A/65/64	無投票									
6 密輸活動の禁止と抑制	A/65/75	183-1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	×
7 特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約	A/65/89	無投票									
E 地域軍縮と安全保障											
1 地域軍縮	A/65/45	無投票									
2 地域及び準地域的軍備管理	A/65/46	175-1-2	○	△	○	○	○	×	○	○	○
3 地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)	A/65/84	無投票									
4 地中海地域における安全保障と協力体制の強化	A/65/90	無投票									
5 南東ヨーロッパにおける国際的安全保障の維持	A/65/L.17	無投票									
F 他の軍縮手段及び国際安全保障											
1 1925年ジュネーブ議定書の意義を高める措置	A/65/51	178-0-4	△	○	○	○	○	○	○	△	○
2 軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進	A/65/54	129-5-49	×	○	×	△	○	○	○	×	○
3 軍縮へ向けた国連総会第4回特別会合の召集	A/65/66	178-0-5	△	○	△	△	○	○	○	△	○
4 実際の軍縮措置を通じた平和創造	A/65/67	無投票									

第65回国連総会決議 (2010年) 投票結果

— 軍縮及び安全保障 — 【続き】

< ○:賛成 ×:反対 △:棄権 -:欠席 >

【国家の分類】

- 核兵器保有国:事実上、核兵器を保有している国(9か国)。
- 核兵器国:核不拡散条約(NPT)で公認された5核保有

			オーストラリア	日本	韓国	ベルギー	ブルガリア	カナダ	ドイツ	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポーランド	ルーマニア	スロバキア	スペイン	トルコ	ブラジル	エジプト	新ア
A 核兵器			米核兵器依存国																		新ア
1	アフリカ非核兵器地帯条約	A/65/39	無投票																		
2	中東非核兵器地帯の設立	A/65/42	無投票																		
3	消極的安全保証	A/65/43	119-0-58	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
4	中央アジア非核兵器地帯条約	A/65/49	144-3-36	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○
5	核軍縮	A/65/56	120-45-18	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
6	南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯	A/65/58	174-3-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	核軍縮への誓約履行の促進(NAC決議)	A/65/59	173-5-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	核兵器の危険性の低減	A/65/60	121-49-14	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
9	新戦略核兵器削減条約(新START)	A/65/61	無投票																		
10	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/65/65	179-1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	モンゴルの国際安全保障と非核地位	A/65/70	無投票																		
12	核兵器システム作戦上の地位の低減	A/65/71	157-3-22	○	○	△	○	○	○	△	○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	○
13	核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動(日本決議)	A/65/72	173-1-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
14	弾道ミサイル拡散に対するハーグ・コード	A/65/73	162-1-17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
15	核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)	A/65/76	133-28-23	△	△	△	×	×	△	×	×	×	×	△	×	△	×	×	○	○	○
16	核兵器使用の禁止に関する条約	A/65/80	124-49-11	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
17	中東における核拡散の危険性	A/65/88	172-6-8	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/65/91	179-1-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	CDハイレベル会合フォローアップ	A/65/93	無投票																		
20	ミサイル	A/65/L.18	無投票																		
B 他の大量破壊兵器																					
1	化学兵器の禁止及び破壊に関する条約	A/65/57	無投票																		
2	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/65/62	無投票																		
3	生物及び毒物兵器の禁止及び破壊に関する条約	A/65/92	無投票																		
C 宇宙(軍縮関係)																					
1	宇宙軍備競争の禁止	A/65/44	178-0-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	宇宙活動における透明性と信頼醸成措置	A/65/68	183-0-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D 通常兵器																					
1	対人地雷禁止及び破壊に関する条約の履行	A/65/48	165-0-17	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
2	小銃火器の密輸を抑制し収集する国家への支援	A/65/50	無投票																		
3	劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響	A/65/55	148-4-30	△	○	△	○	△	○	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○
4	通常兵器分野の信頼醸成措置に関する情報	A/65/63	無投票																		
5	小銃火器のあらゆる側面における禁輸	A/65/64	無投票																		
6	密輸活動の禁止と抑制	A/65/75	183-1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約	A/65/89	無投票																		
E 地域軍縮と安全保障																					
1	地域軍縮	A/65/45	無投票																		
2	地域及び準地域的軍備管理	A/65/46	175-1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)	A/65/84	無投票																		
4	地中海地域における安全保障と協力体制の強化	A/65/90	無投票																		
5	南東ヨーロッパにおける国際的安全保障の維持	A/65/L.17	無投票																		
F 他の軍縮手段及び国際安全保障																					
1	1925年ジュネーブ議定書の意義を高める措置	A/65/51	178-0-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進	A/65/54	129-5-49	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○
3	軍縮へ向けた国連総会第4回特別会合の召集	A/65/66	178-0-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	实际的軍縮措置を通じた平和創造	A/65/67	無投票																		

- 玉。

- 字の10か国。

ジェンダ連合(NAC)

【資料】第65回国連総会決議の投票情報

第65回国連総会は、軍縮及び安全保障に関連して58の決議をあげた。そのうち、主要な41を6分野に分け、「軍縮タイムズ」¹ にならって、ジュネーブ軍縮会議(CD)参加65か国及び、アラブ首長国連邦の投票結果を総表にした。このデータは、各国政府の国際舞台での姿勢をうかがい知る必須の情報である。以下に決議ごとの名称、提案国などを列記する²。

A：核兵器

1. 「アフリカ非核兵器地帯条約」／提案国：アフリカ諸国を代表し、ナイジェリア。無投票。
2. 「中東非核兵器地帯の設立」／提案国：エジプト。無投票。
3. 「核兵器の使用または使用の威嚇に対して、非核兵器国の安全を保証する効果的な国際協定の締結」(消極的安全保証)／提案国：キューバ、エジプト、インドネシア、イラクなど16か国。中国、日本は賛成。米国、ロシア、フランス、英国、NATO非核兵器国が棄権。
4. 「中央アジア非核兵器地帯条約」／提案国：カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン。中国、ロシア賛成。反対はフランス、英国、米国。NATO非核兵器国、イスラエルは棄権。
5. 「核軍縮」／提案国：キューバ、インドネシア、イランなど33か国。中国は賛成。フランス、英国、米国、イスラエル、NATO非核兵器国は反対。ロシア、インド、パキスタン、日本、韓国が棄権。
6. 「南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯」／提案国：ブラジル、ニュージーランド。中国、ロシア、日本は賛成。フランス、英国、米国が反対。インド、イスラエル、パキスタンは棄権。
7. 「核兵器のない世界へ：核軍縮の誓約の履行を促進させる」(新アジェンダ連合(NAC)決議)³／提案国：NAC7か国。中国、ロシア、日本は賛成。北朝鮮、フランス、インド、イスラエル、米国が反対。パキスタン、英国は棄権。
8. 「核兵器の危険性の低減」／提案国：エジプト、インド、インドネシアなど21か国。パキスタン、北朝鮮は賛成。フランス、英国、米国、イスラエル、NATO非核兵器国が反対。中国、ロシア、日本、韓国は棄権。
9. 「戦略核兵器の相互削減と戦略的關係における新枠組み形成」(新START)／提案国：ロシア、米国。無投票。
10. 「核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止条約」(FMCT)／提案国：カナダ。反対はパキスタン。北朝鮮、シリアが棄権。
11. 「モンゴルの国際安全保障と非核地位」／提案国：モンゴル。無投票。
12. 「核兵器システム作戦上の地位の低減」／提案国：チリ、マレーシア、ニュージーランド、ナイジェリア、スイス。中国、インド、パキスタン、日本は賛成。フランス、英国、米国が反対。イスラエル、ロシアは棄権。
13. 「核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動」(日本決議)⁴／提案国：日本など90か国(米国含む)。5核兵器国は賛成。反対

は北朝鮮のみ。中国、インド、イラン、イスラエル、メキシコ、パキスタンなど棄権。

14. 「弾道ミサイル拡散に対するハーグ・コード」／提案国：フランスなど23か国。反対はイランのみ。中国、インド、パキスタンが棄権。
15. 「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見のフォローアップ」(マレーシア決議)(核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議)／提案国：マレーシアを中心とした37か国(インド、イラン、イラク含む)。中国、パキスタン、北朝鮮は賛成。フランス、英国、ロシア、米国、イスラエル、NATO非核兵器国は反対。日本、韓国は棄権。
16. 「核兵器使用の禁止に関する条約」／提案国：エジプト、インド、インドネシア、マレーシアなど21か国。パキスタン、北朝鮮は賛成。フランス、英国、米国、イスラエル、NATO非核兵器国が反対。ロシア、日本、韓国は棄権。
17. 「中東における核拡散の危険性」／提案国：バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イエメン、パレスチナなど20か国。中国、フランス、英国、ロシア、パキスタン、日本、韓国は賛成。イスラエル、米国が反対。カナダ、インド、パナマなどが棄権。
18. 「包括的核実験禁止条約」(CTBT)／提案国：5核兵器国、日本、ドイツ、韓国など57か国。反対は北朝鮮のみ。インド、シリアが棄権。
19. 「2010年9月24日に開催されたCDハイレベル会合フォローアップ：CDの活動を再活性化し、多国間軍縮交渉を前進させるために」／提案国：ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、韓国、南アフリカなど32か国。無投票。
20. 「ミサイル」／提案国：エジプト、インドネシア、イラン。無投票。

B：他の大量破壊兵器

1. 「化学兵器の開発、生産、貯蔵、及び使用の禁止、及びそれらの破壊に関する条約」／提案国：ポーランド。無投票。
2. 「テロリストによる大量破壊兵器取得防止措置」／提案国：インド、フランス、ロシア、英国、ドイツ、アイルランドなど60か国。無投票。
3. 「生物及び毒物兵器の開発、生産、貯蔵の禁止、及びそれらの破壊に関する条約」／提案国：ハンガリー。無投票。

C：宇宙

1. 「宇宙軍備競争の禁止」／提案国：エジプト。イスラエル、米国が棄権。
2. 「宇宙活動における透明性と信頼醸成措置」／提案国：米国を除く4核兵器国など51か国。棄権は米国。

D：通常兵器

1. 「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び輸送の禁止、及びその破壊に関する条約の履行」／提案国：アルバニア、ノルウェー、スイス。米国、ロシア、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮、韓国などが棄権。

2. 「小銃火器の密輸を抑制し収集する国家への支援」／提案国：西アフリカ経済共同体参加国を代表してマリ。無投票。
3. 「劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響」／提案国：非同盟運動を代表してインドネシア。中国、ロシア、日本は賛成。フランス、イスラエル、英国、米国が反対。ロシア、韓国が棄権。
4. 「通常兵器分野の信頼醸成措置に関する情報」／提案国：インド、フランス、ドイツ、アイルランドなど56か国。無投票。
5. 「小銃火器のあらゆる側面における禁輸」／提案国：ベルギー、コスタリカ、フランス、ドイツ、日本、英国など49か国。無投票。
6. 「密輸活動の禁止と抑制」／提案国：日本、韓国、ドイツを含めた39か国。反対は北朝鮮。イランが棄権。
7. 「特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約」／提案国：インド、ラトビア、セネガル、スウェーデン。無投票。

E：地域軍縮と安全保障

1. 「地域軍縮」／提案国：エジプト、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、ネパール、パキスタン、ペルー、スリランカ、トルコ(9か国)。無投票。
2. 「地域、及び準地域レベルでの協定に基づく軍備管理」／提案国：ベラルーシ、エジプト、ネパール、パキスタン、ペルー、シリア、ウクライナ。反対はインド。ロシアが棄権。
3. 「地域的信頼醸成措置：中央アフリカにおける安全保障問題に関する国連諮問委員会の活動」／提案国：コンゴ民主共和国。無投票。
4. 「地中海地域における安全保障と協力体制の強化」／提案国：エジプト、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガルなど38か国。無投票。
5. 「南東ヨーロッパにおける国際的安全保障の維持」／提案国：マケドニア旧ユーゴスラビア共和国。無投票。

F：他の軍縮手段及び国際安全保障

1. 「1925年、ジュネーブ議定書の意義を高める措置」／提案国：非同盟運動を代表してインドネシア。イスラエル、米国が棄権。
2. 「軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進」／提案国：非同盟運動を代表してインドネシア。イスラエル、英国、米国が反対。フランス、NATO非核兵器諸国、日本、韓国は棄権。
3. 「軍縮へ向けた国連総会第4回特別会合の招集」／提案国：非同盟運動を代表してインドネシア。フランス、イスラエル、英国、米国は棄権。
4. 「実際の軍縮措置を通じた平和創造」／提案国：コスタリカ、インド、フランス、ドイツ、イスラエル、日本、英国など59か国。無投票。

注

1 <http://disarm.igc.org/>

2 <http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com10/resolutions.html>

3 本誌365号(2010年12月1日)に決議文全訳。

4 本誌365号(2010年12月1日)に決議文全訳。

界、防衛関連業界からの要求という火種が消えたわけではない。関心と警戒を継続する必要がある。

防衛力は外交を肩代わりできるのか？

新大綱は「安防懇報告」の提言⁵に倣い「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化」と並んで「グローバルな安全保障環境の改善」を「防衛力の役割」に位置づけている（表・項目⑤）。そこには、人道復興支援を始めとする平和構築、停戦監視を含む国際平和協力活動、国際連合等が行う軍備管理・軍縮、不拡散等の分野における諸活動や能力構築支援、さらには国際テロ対策、海上交通の安全確保や海洋秩序の維持のための取組等が列挙されている。新大綱がこのような分野への言及を旧大綱よりも拡大していること自体は前向きに評価しうる。しかし見落としてならないのは、これら活動においては「防衛力」よりもむしろ「外交」と文民が果たすべき役割が大きいということであり、新大綱が述べるような「防衛力の役割の多様化と拡大」の文脈に議論を歪曲してはなるまい。たとえば「南西海域危機」は防衛力ではな

く外交的努力によってこそ対処すべき問題である。

軍事力は外交を代替することができず、むしろ外交にこそ軍事力にかわる紛争・対立の予防の可能性があることは、すでに米国においても現実政治の関心となりつつある。昨年末、米国では初の「4年毎の外交・開発見直し」(QDDR)報告書⁶が発表された。同見直しを軍縮へとつなげてゆくことを目指すNGOの取り組みも始まっている。このような論議は、新大綱の履行過程への日本市民の関与のあり方を考える上で重要である。別の機会に詳しく述べたい。（田巻一彦）^M

注

- 1 www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2011/index.html
- 2 本誌第349-50号(10年4月15日)に論評と「要約」全記。
- 3 日本に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが「力の空白」となって周辺地域の不安定要因とならないよう独立国として必要最小限の基盤的な防衛力を保有する考え方。
- 4 「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想—『平和創造国家』を目指して—」www.kantei.go.jp/jp/singi/shin-ampoboue/2010/houkokusyo.pdf
- 5 本誌361号(10年10月1日)に詳説。
- 6 www.state.gov/s/dmr/qddr/

【表】新大綱の要点と旧大綱との比較

※「 」で示した原文からの引用を除き、基本的に筆者による要約である。項目の番号も筆者による。

項目	新大綱(2010年12月17日決定)	旧大綱(2004年12月10日決定)
①防衛の基本方針	「日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備する。」	
②米国の拡大抑止への依存	「核兵器の脅威に対しては、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。同時に、現実には核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。」(Ⅱわが国の安全保障における基本理念)	「核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく。」(Ⅲわが国の安全保障の基本方針)
③周辺地域の安全保障環境	<北朝鮮>北朝鮮の軍事的動きは地域の安全保障における「喫緊かつ重大な不安定要因」であり不拡散努力に対する「深刻な課題」。 <中国>中国の軍備拡大や不透明性は「地域・国際社会の懸念事項」。 <ロシア>軍事活動は「引き続き活発化の傾向」。(Ⅲわが国をとりまく安全保障環境)	<北朝鮮>新大綱と同じ。 <中国>その動向には「今後も注目してゆく必要」。 <ロシア>特段の記述なし。
④目指される防衛力の性格	「防衛力の存在自体による抑止効果を重視した、従来の『基盤的防衛力構想』によることなく、各種事態に対し、より実効的な抑止と対処を可能とし」(略)、「即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力」(Ⅳわが国の安全保障の基本方針)	「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得る」(略)「多機能で弾力的な実効性のあるもの」(Ⅲわが国の安全保障の基本方針)
⑤防衛力の役割	(1)実効的な抑止及び対処 ア 周辺海空域の安全確保、イ 島嶼部に対する攻撃への対応、ウ サイバー攻撃への対応、エ グリラや特殊部隊による攻撃、オ 弾道ミサイル攻撃への対応、カ 複合事態への対応、キ 大規模・特殊災害等への対応」。(Ⅴ防衛力の在り方) (2)アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化 (3)グローバルな安全保障環境の改善(Ⅴ防衛力の在り方)	(1)新たな脅威や多様な事態への実効的な対応 ア 弾道ミサイル攻撃への対応、イ グリラや特殊部隊による攻撃等への対応、ウ 島嶼部への侵略への対応、エ 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等への対応、オ 大規模・特殊災害等への対応」 (2)本格的な侵略事態への備え (3)国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な役割(Ⅳ防衛力の在り方)
⑥自衛隊の態勢	(1)即応態勢、(2)統合運用態勢、(3)国際平和協力活動の態勢。(同上)	(1)統合運用の強化、(2)情報機能の強化、(3)科学技術の発展への対応。(同上)
⑦自衛隊の体制に関する基本的な考え方	「冷戦型の装備・編成を縮減し、部隊の地理的配置や各自衛隊の運用を適切に見直すとともに、南西地域も含め、警戒監視、洋上哨戒、防空、弾道ミサイル対処、輸送、指揮通信等の機能を重点的に整備し、防衛態勢の充実を図る」(同上)	記載なし。
⑧自衛隊の体制整備にあたっての重視事項	ア 統合の強化、イ 島嶼部における対処能力の強化、ウ 国際平和協力活動への対応能力の強化、エ 情報機能の強化、オ 科学技術の発展への対応	記載なし。
⑨武器輸出三原則の見直し	「(略)また、国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている。このような大きな変化に対応するための方策について検討する。」(Ⅵ防衛力の能力発揮のための基盤)	記載なし。

欧州配備戦術核に明確な位置与えられず 拡大抑止と核分担政策は不変のまま

2010年11月19～20日にリスボン(ポルトガル)で開催されたNATOサミットで、新しい「戦略概念」が策定された(資料に抜粋)。NATO戦略概念の改訂は99年以来である。NATO戦略における核兵器の役割の低減がなされるか注目されたが、蓋を開けてみると太平洋横断の拡大抑止と核分担政策という基本政策は不変のまま維持される結果となった。

位置づけは低下、核抑止依存は不変

今回の新戦略概念は、米オバマ政権が発表した「4年毎の国防見直し(QDR)」(10年2月)、「核態勢見直し(NPR)」(同4月)との整合性が図られており、基本的にはオバマNPRの路線を踏襲している。NATO戦略概念として初めて「核兵器のない世界」を目指すことに言及した一方で、「核兵器が存在する限り、NATOは核同盟であり続ける」と宣言した(第17節)。

だが、新戦略概念における核兵器の位置づけに関する記述は簡素化された。99年戦略概念は、核兵器の役割を「軍事攻撃に対する同盟の反撃の性質についていかなる敵の心の中にも不確かさがないようにすることによって平和を維持し、いかなる種類の侵略や戦争も防止する」(第62節)¹との趣旨など詳細に規定したが、新戦略概念ではこうした言及はなくなり、それに代わって「混合抑止」の立場を表明して、「核戦力と通常戦力が適切に混合した能力に基づく抑止は我々の戦略全体の核心的要素であり続ける」とだけ述べている(第17節)。

また、拡大抑止のあり方については、99年戦略概念とほぼ変わらず米英仏の戦略核戦力をNATO全体の抑止力と位置づけたが(第18節)、欧州配備の米核戦力の位置づけに関して99年戦略概念が強調していた「同盟の欧州諸国と北米諸国との間の不可欠な政治的軍事的紐帯を与える」(第63節)ものという記述はなくなった。こうした変化から伺われるように、NATO同盟全体の中で核兵器の位置づけは低くなったが、大西洋横断の拡大抑止という根本政策は不変である。

核分担政策と米戦術核配備

今回の戦略概念改定にあたって最大の関心事となったのは、米戦術核の欧州配備と核分担政策の見直しがなされるかどうかだった。

99年戦略概念では、欧州配備の戦略以下(sub-strategic)の核戦力(NATOにおける戦術核戦力の呼称)について、「大西洋横断的な紐帯を強化し、戦略核戦力との不可欠な結びつきを与えるものである」と位置づけて「必要最小限の水準で維持する」とされていた。昨年来の議論の過程で、ドイツ、ベルギー、オランダという米戦術核の国内配備を受け入れ、核任務を分担する諸国を中心に、NATO戦略における核兵器の役割の低減と米戦術核撤去を求める声が高まった²。これに対してロシアに対する警戒感を抱くNATO加盟の東欧諸国や米国などからは慎重論や反対論が出された。10年4月

に発表された米NPRは、「合衆国の核兵器の存在は、(中略) NATO特有の核分担(ニュークリア・シェアリング)取極めと組み合わせられることによって同盟国間の結束を強化するとともに、地域的脅威を感じている同盟国及びパートナーに対し安心を提供するものとなっている」³として米国の核兵器の海外配備の必要性を説いた。

改訂された新戦略概念では、戦略以下の核戦力についての具体的な言及はなくなった。欧州配備戦術核に明確な位置づけを与えることに一致できなかったことは99年戦略概念からの半歩前進と言えなくもない。一方で、核分担政策については99年戦略概念とほとんど変わらない文言が盛り込まれた(第19節)。NATO諸国の立場は分かれており、核分担政策については当面は現状維持が選択された。

対口関係—核削減とMD協力

NATO東方拡大とブッシュ前政権による東欧ミサイル防衛(MD)計画を二つの大きな要因として対立してきた米口関係は、オバマ政権の登場で「リセット」が打ち出された。こうした流れの中で新戦略概念も対口協調の姿勢をこれまでよりも強調しているが、具体論の前途は楽観を許さない。

新戦略概念は今後の核削減は、ロシアの政策を考証する中で行なうべきであることを強調している。具体的には、将来のあらゆる削減は、①ロシアの核兵器の透明性の増大、②戦術核のNATO同盟国から離れたところへの移動、③いかなる今後の措置も「ロシアがより多数保有する短距離核兵器との不均衡を考慮に入れる」、などである(第26節)。今後の核削減が米国やNATOとロシアとの間の交渉を必要とすることは論をまたない。

MDに関しては、今回のリスボン・サミットでNATOは欧州全域をカバーするMDシステムの構築を主要任務とすることで合意した(リスボン宣言、第37項)⁵。新戦略概念でも脅威認識の筆頭に弾道ミサイル脅威を掲げ、MD強化の位置づけを高めた(第8節)。そのMDをめぐる、11月20日に開催されたNATOロシア理事会(NRC)ではNATOとロシアがMD協力を目指した議論を行っていくことに合意した。具体的には、弾道ミサイル脅威の共同評価とこの分野での対話の継続が合意され、NRCに戦域ミサイル防衛協力を進めるための将来の枠組みについての包括的な共同分析を進めることが要請された⁶。

ロシアとの議論が今後どのように展開するのかを現時点で見通すことはできない。だが、20日のNRC終了後の記者会見でメドベージェフ露大統領は、「情報を交換し、特定の領域に責任を負う形で我々が完全に関与するか、全く参加しないか。ただし、もし我々が参加しない場合、我々は防衛手段を講じなければならないことは明白だ」⁷と語った。この言葉は、NATOがMD推進という前提を変えずにロシアを巻き込んで双方の対立を解消しようとする計画の前途がどうなるかは、まだ予測できないことを意味している。

求められるのは核分担政策の変更と欧州戦術核の撤去、欧州におけるミサイル軍縮の追求などの首尾一貫した軍縮基調の政策である。(吉田遼、梅林宏道)^①

注

- 1 正確な訳文は本誌第95号(99年6月15日)の99年戦略概念の原文サイト
http://www.nato.int/cps/en/natolive/official_texts_27433.htm

- 2 本誌351-2号(10年5月15日)参照。
3 本誌349-50号(10年4月15日)参照。
4 「ニューヨーク・タイムズ」電子版、10年12月25日付・
5 リスボン・サミット宣言
http://www.nato.int/cps/en/natolive/official_texts_68828.htm
6 NATOロシア理事会共同声明。
http://www.nato.int/cps/en/natolive/news_68871.htm?
7 <http://eng.kremlin.ru/transcripts/1345>

【資料】NATO新戦略概念

NATO加盟国の防衛と安全保障のための戦略概念

リスボン首脳会議で採択
2010年11月19日

能動的関与と現代的防衛(抜粋訳)

序 (略)

核心的な諸任務と諸原則 (前略)

4. 現代の安全保障環境はNATOの領域と住民の安全保障に対する広範かつ進化しつつある挑戦を内包している。その安全保障を確かなものとするために、同盟は効果的に三つの不可欠な核心的任務を効果的に果たし続けなければならない、果たし続けていく。これら諸任務は全て同盟諸国の防衛に貢献するものであり、常に国際法に従うものである。

a. 集団的防衛 (略)

b. 危機管理 (略)

c. 協力に基づく安全保障 (略)

5~6 (略)

安全保障環境

7. 今日、欧州大西洋地域は平和であり、NATO領域に対する通常兵器による攻撃の脅威は低い。(後略)

8. しかし、通常兵器の脅威を無視することはできない。世界中の多くの地域や国々が重要な近代的軍事能力を獲得しつつあり、それらは国際的安定と欧州大西洋地域の安全保障を予測不可能なものにしている。ここには欧州大西洋地域に対する現実的な成長しつつある脅威である、弾道ミサイルの拡散が含まれている。

9. 核兵器や他の大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、世界の安定と繁栄に計算不可能な結果をもたらす脅威である。次の十年の間に、拡散は世界の最も不安定な地域の一部における最も深刻な問題となるだろう。

10~15 (略)

防衛と抑止

16. ワシントン条約第5条¹⁾に定められているとおり、同盟の最も大きな責任は我々の領域と住民を攻撃から防衛し防護することである。同盟はいかなる国をも敵と見做さない。しかし、ひとたび加盟諸国の安全保障が脅かされるならば、NATOの決意に疑う余地はないであろう。

17. 核及び通常戦力の適切な混合に基づく抑止は我々の戦略全体の核心的要素であり続ける。核兵器の使用が考慮されなければならないような状況は極めて考えにくい。核兵器が存在する限り、NATOは核同盟

であり続ける。

18. 同盟国の安全保障に関する最高の保証は同盟の戦略核戦力、とりわけ米国の戦略核戦力によって与えられる。英国及びフランスの独立した戦略核戦力は、それぞれ独自の抑止任務を持つものであるが、同盟全体としての抑止と安全保障にも貢献する。

19. 我々は、NATOが我々の住民の安全に対するいかなる脅威に対しても抑止し防衛するのに必要なあらゆる能力を持つことを保証する。それゆえ我々は、

- 核戦力と通常戦力が適切に混合した戦力を維持する。

(3点、略)

- 核任務に関する集団的防衛計画の立案、平時における核戦力基地の設置、及び指揮・統制・協議体制への、同盟国の可能な限り広い参加を確保する。

- 我々の集団的防衛の核心的要素として弾道ミサイル攻撃から我々の住民と領域を防衛する能力を開発する。こうした能力は同盟の不可分な安全保障に貢献する。我々はロシアや他の欧州大西洋のパートナーとのミサイル防衛に関する協力を積極的に追求する。

(以下略)

危機管理を通じた安全保障

域外の紛争への関与、紛争予防、生じた紛争への介入、紛争後の安定化など(略)。

協力を通じた国際安全保障の促進 軍備管理、軍縮及び不拡散

26. NATOはその安全保障を可能な最も低い水準の軍事力で追求する。軍備管理、軍縮及び不拡散は平和、安全及び安定に貢献し、全ての同盟諸国の安全保障が減じないことを保証すべきである。我々は不拡散努力と同様に、軍備管理を強化し、通常兵器と大量破壊兵器の双方の軍縮を促進する役割を果たし続ける。

- 我々は、国際的な安定を促進し全ての国々の安全保障を減じないという原則に基づいた方法で、万人にとってより安全な世界を追求し、核不拡散条約の目標に合致する核兵器のない世界に向けた条件を創り出すことを決意する。

- 冷戦終結以来の安全保障環境の変化に伴い、我々は欧州に配備された核兵器の数とNATO戦略における核兵器への依存を劇的に削減してきた。我々は将来にわたってさらなる削減のための条件の創出を追求する。

- 将来のあらゆる削減において、我々の目標は、ロシアに対して欧州における核兵器に関する透明性の増大とそれらをNATO同盟国の領域から離れたところへ移動するよう合意を求めることでなければならない。いかなる今後の措置もロシアがより多数保有する短距離

核兵器との不均衡を考慮に入れなければならない。

(略)

門戸を開く

27. NATOの拡大は同盟国の安全保障に多大な貢献をしてきた。更なる拡大の展望と協調的安全保障の精神は欧州の安定をより広範に前進させてきた。一つの自由な欧州、及び共通の価値の共有という我々の目標に最も貢献するのは、欧州大西洋地域の構造に参加したいと希望する全ての欧州諸国の最終的な統合である。

- NATO加盟の門戸は我々の同盟の価値を共有し、加盟国としての責任と義務を引き受ける意志と能力を持ち、統合によって共通の安全保障と安定性に貢献することができる全ての欧州の民主主義諸国に完全に開かれている。

パートナーシップ

28~32 (略)

33. NATOとロシアの協力は、平和、安定及び安全保障の共通の空間を作り出すことに貢献することから、戦略的重要性を持つものである。NATOはロシアに対していかなる脅威も与えない。反対に、我々はNATOとロシアとの間の真の戦略的パートナーシップを築きたい。従って我々はロシアからの互恵主義的対応を期待しつつ行動する。

34. NATOとロシアの関係はロシアNATO基本文書²⁾とローマ宣言³⁾の目標、原則及び誓約、とりわけ民主主義的諸原則と主権、欧州大西洋地域における全ての国家の独立と領土の一体性の尊重に関する原則に基礎を置いている。特定の諸問題に関する相違にもかかわらず、我々は、NATOとロシアの安全保障は連関しており、相互信頼、透明性及び予測可能性に基礎を置く強固で建設的な協力関係は我々の安全保障に対する最良の貢献となることを確信している。我々は以下を決意する。

- 利害を共有する分野におけるロシアとの政治的協議と実際の協力を促進する。そこには、ミサイル防衛、対テロリズム、麻薬取締り、海賊対策、及びより広範な国際安全保障の促進が含まれる。

- ロシアとの対話と共同行動のためにNATOロシア理事会の可能性を十分に活用する。

(以下略)

訳注

- 1 北大西洋条約(1949年締結)の別名。
2 「NATOとロシア連邦の間の相互関係、協力及び安全保障に関する協定」(97年5月締結)。
3 02年5月調印。NATOロシア理事会の創設を定める。

(訳:吉田遼、ピースデポ)

日誌

2010.12.6~2011.1.5

作成：塚田晋一郎、阿部恵美子

NYT=ニューヨーク・タイムズ/START=戦略兵器削減条約

- 12月6日 日米韓3か国外相、ワシントンで会談。北朝鮮の延坪島砲撃に対する共同声明を発表。
- 12月6日 日米共同統合演習(3~10日)実施中、能登半島沖の訓練空域にロシア軍哨戒機が進入。日米は訓練を一時中断。
- 12月8日 国連総会、日本決議を賛成173、反対1、棄権11で採択。(本号参照)
- 12月9日 李韓国大統領、「(南北)統一は近くまできている」と演説。

2011年核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議(CD)

- 1月24日—4月1日 第1会期
- 5月16日—7月1日 第2会期
- 8月2日—9月16日 第3会期

国連軍縮委員会(UNDC)

- 4月4日—22日 ニューヨーク

核供給国グループ(NSG)総会

- 6月 オランダ(都市未定)

G8サミット

- 6月 フランス・ドーヴィル

アセアン地域フォーラム(ARF)

- 7月中旬 インドネシア・バリ

第66回国連総会

- 9月13日開会 ニューヨーク

国際原子力機関(IAEA)総会

- 9月19—23日 ウィーン

包括的核実験禁止条約(CTBT)発行促進会議

- 9月2日 ニューヨーク

化学兵器禁止条約(CWC)締約国会議

- 11月28日—12月2日 ハーグ

生物兵器禁止条約(BWC)再検討会議

- 12月5—22日 ジュネーブ

●12月10日 朴北朝鮮外相、朝鮮半島情勢は非常に危険な状態にあり、原因は米韓の敵対的な北朝鮮政策にあると述べる。

●12月12日 イスラエルのバラク国防相、対イラン制裁強化の必要性を示し、最終的に軍事力行使の選択肢も含む考えを表明。

●12月13日 米韓両政府、安保政策構想会議で、北朝鮮の核拡散防止や核攻撃への対抗策を協議する実務機関の設置で合意。

●12月13日 長崎市、名誉市民に土山秀夫元長崎大学学長を選定。

●12月14日 北沢防衛相、11年度以降の「思いやり予算」について、現行水準維持で日米両政府が合意したことを明らかに。

●12月15日 国連安保理、湾岸戦争終結以来のイラク制裁を解除する決議を採択。

●12月17日 日本政府、新防衛大綱と中期防衛力整備計画を閣議決定。(本号参照)

●12月17日 パキスタンで、米無人機によるミサイルで54人が死亡。AP通信。

●12月18日 程永華駐日中国大使、長崎原爆資料館を視察し、爆心地公園で原爆落下中心地碑に献花。

●12月22日 米上院本会議、新STARTの批准を賛成71、反対26で承認。

●12月24日 韓国外交安保研究院、北朝鮮の「3回目の核実験の可能性が常にある」とする報告書を発表。

●12月25日付 米紙NYT、11年にオバマ大統領がロシアとの戦術核兵器削減交渉に乗り出す方針と報じる。

●12月31日 ウクライナ外務省、同国が保有していた高濃縮ウランのロシアへの移送作業の完了を発表。

●1月4日 秋葉広島市長、4月の市長選への不出馬を表明。

●1月5日付 中国戦略核ミサイル部隊が内部文書で、核保有国との戦争では核先制使用も検討するとしていることが判明。

沖縄

●12月6日 安里宜野湾市長と稲嶺名護市長が仲井真知事と会談し、政府に普天間県外移設を求めるよう要求。

●12月6日 クリントン米國務長官、前原外相と会談し、日本政府へ日米共同声明実現への取り組み促す。

●12月8日 仙谷官房長官、ルース駐日米大使と会談、日米共同声明の履行を強調。

●12月8日 仲井真県知事、北沢防衛相と会談。日米共同声明見直しと普天間飛行場県外移設を要求。

●ピースデポ総会イベント●

「軍事力によらない北東アジアの平和と非核化を考える」(仮)

2011年2月26日(土)

午後1時半~4時半

日本青年館・501号室

※翌27日には総会を開催します。
どなたでも参加できます。

●12月13日 仙谷官房長官、普天間辺野古移設を「県民には申し訳ないが、甘受していただきたい」と述べる。

●12月17日 菅首相、仲井真知事と県庁で会談。普天間辺野古移設受け入れを求める。知事は「県内は無理だ」と表明。

●12月21日 日本政府、海兵隊のグアム移転のインフラ整備4億2千万ドルを11年度予算案に計上する方針で米側と合意。

●12月22日 米上院、11会計年国防認可法案を全会一致で可決。海兵隊グアム移転費を政府原案より7割削減。

●12月22日 外務省、72年の沖縄返還交渉などに関する外交文書291冊を公開。

●12月22日 仲井真県知事、全国知事会で普天間県外移設実現へ協力要請。

●12月22日 沖縄防衛局、東村高江のヘリパッド建設作業を10か月ぶりに再開。

●12月23日 高江ヘリパッド建設に反対する市民の座り込みデモ上空で、米軍ヘリがホバリングし、デモを破壊。

●12月24日 日本政府、11年度予算案閣議決定。沖縄関係予算は前年度比3億円増。普天間移設埋立関連は防衛省予算に盛り、財務省の予備費を充てる方針。

●12月24日 沖縄防衛局、保留していた米軍再編交付金の名護市への09年、10年度分計16億円を交付しないと同市に伝達。

今号の略語

ACSA=物品役務相互提供協定

BMD=弾道ミサイル防衛

GSOMIA=軍事情報包括保護協定

NATO=北大西洋条約機構

NAC=新アジェンダ連合

NPR=核態勢見直し

NRC=NATOロシア理事会

PGS=即発グローバル・ストライク

QDR=4年毎の国防見直し

QDDR=4年毎の外交・開発見直し

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでに登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁):会員の方に付いています。●「(定)」:会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、阿部恵美子、岡本高明、津留佐和子、中村和子、野村彩夏、丸山淳一、宮野史康、吉田遼、梅林宏道